

市民税 県民税の申告時期です

今年も市・県民税の申告の時期になりました。申告書は市・県民税や国民健康保険税の賦課資料などとして大変重要なものです。しかし、「私は申告しないといけないの？何をいついつたらいいの？」など分からない点もあるかと思えます。うっかりして未申告になってしまったり、申告しなかったことで、控除を受けられず、実際の税額より高い額を払うことにならないよう、お気をつけください。自分の所得をしっかりと把握して、確実・迅速な申告を！



申告って何？

行政サービスは、皆さんが負担している税金で支えられています。中でも市・県民税は所得などに応じて公平に負担してもらうために、税額の計算の資料として申告が必要になります。申告する内容は、平成十六年一月一日から十二月三十一日までの一年間の収入状況(所得)と、世帯状況、様々な支出や障害の有無など(控除)です。申告した内容(主に所得)は、様々なサービスの算定資料や判定基準などにもなります。

所得から差し引かれる控除の種類って何があるの？

所得控除とは、納税義務者の最低生活費や災害などによる異常な出費などを考慮し、能力に応じた負担を求めするために、一定の方法で計算された控除額を所得金額から控除することをいいます。住民税の所得控除には、以下の十五種類があり、～までは申告のときに支払証明書や領収書などが必要になります。

- ① 雑損控除 災害、盗難等により生活資産に損害を受けたとき
- ② 医療費控除 本人、生計を同じにする配偶者、その他親族のために支払った医療費
- ③ 社会保険料控除 本人、生計を同じにする配偶者、その他親族の健康保険料・介護保険料・厚生年金・国民年金
- ④ 小規模企業共済等 掛金控除小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約の掛金、心身障害者共済掛金
- ⑤ 生命保険料控除 生命保険・個人年金契約等に基づく保険料もしくは掛金
- ⑥ 損害保険料控除 居住用の家屋、動産などに掛けた火災保険料、傷害保険料、医療費用保険料など
- ⑦ 寄付金控除 納税義務者が、その年の一月一日現在の住所地の道府県共同募金会および日本赤十字社都道府県、市町村または特別区に対して行った寄付
- ⑧ 障害者控除 本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者であるとき
- ⑨ 老年者控除(注1) 年齢が六十五歳以上で所得が一千万円以下のとき
- ⑩ 寡婦(夫)控除 老年者に該当しない人のうち、夫と死別あるいは離婚したあと、婚姻していない人。老年者でなく、夫と死別・離婚して扶養家族のある人(所得・扶養条件により取得できない場合があります)
- ⑪ 配偶者控除 納税義務者と生計を同じにする配偶者の合計所得金額が、三十八万円以下である場合
- ⑫ 配偶者特別控除 自己と生計を同じにする配偶者を有する納税義務者のうち、合計所得金額が一千万円以下で、配偶者の所得が三十八万円を超え七十六万円未満の場合
- ⑬ 扶養控除(注2) 納税義務者と生計を同じにする親族等で、合計所得金額が三十八万円以下であるもの
- ⑭ 勤労学生控除 本人が勤労学生で、所得が六十五万円以下のとき
- ⑮ 基礎控除 本人の控除(注1)老年者(六十五歳以上)：昭和15年1月1日以前に生まれた人

所得の種類には、どんなものがあるの？

申告すべき所得は、主に次のようなものがあり、所得額の算出方法は原則として『(収入金額) - (必要経費)』です。給与所得や雑所得(公的年金)など、算出方法が決められているものもあります。

営業所得	商業などの事業から生じる所得	(総収入金額) - (必要経費)
農業所得	農業から生じる所得	(総収入金額) - (必要経費)
不動産所得	地代、家賃など	(総収入金額) - (必要経費)
利子所得	公社債、預貯金の利子など	(収入金額)
配当所得	株式や出資の配当など	(収入金額) - (元本取得による負債の利子)
給与所得	サラリーマンの給料など	(収入金額) - (給与所得控除額または特定支出額の合計額のいずれか多い額)
雑所得	他の所得にあてはまらないもの 公的年金、その他	公的年金 (公的年金等の収入金額) - (公的年金等控除額) その他 (総収入金額) - (必要経費)
一時所得	懸賞当選金品、生命保険満期一時金など	(総収入金額) - (その収入を得るために支出した金額) - (特別控除額)
譲渡所得(総合課税)	不動産および株式等以外の資産の譲渡による所得	(総収入金額) - (取得費 + 譲渡費用) - (特別控除額)
山林所得(分離課税)	山林の伐採や、売ったときの所得	(総収入金額) - (必要経費) - (特別控除額)
譲渡所得(分離課税)	土地や建物などを譲渡したとき 株式・転換社債等を譲渡したとき 商品先物取引(分離課税)	(総収入金額) - (取得費 + 譲渡費用) - (特別控除額) (総収入金額) - (取得費 + 譲渡費用等)

税金の額は、どうやって決めるの？

均等割は、市町村の人口によって分けられており、八代市の場合は次のとおりです。

市民税・・・三千元
県民税・・・一千元

《所得割》

所得割は、一般的に次の算出で求められます。

$$\text{所得} - \text{所得控除} = \text{課税標準額}$$

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} = \text{所得割額}$$

表1参照

$$(\text{所得割額} - \text{特別減税額}) + \text{均等割額} = \text{年税額}$$

税額の百円未満は切り捨てます。所得金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引いて求められます。

土地・建物、株式などの譲渡所得や山林所得などの分離課税の所得については別途税率、計算方法があります。配当所得のある人は、別途税額控除がありますので、お問い合わせください。

表1：市・県民税 税率表

課税総所得金額	市民税		県民税	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	3%	0円	2%	0円
200万円超 700万円以下	8%	100,000円		
700万円超	10%	240,000円		

土地・建物、株式などの譲渡所得や山林所得などの分離課税の所得については別途税率が定められています。詳細については、問い合わせください。

平成十七年度 市・県民税の改正事項

《配偶者特別控除》

配偶者の所得金額が、三十八万円以下に対する配偶者特別控除が廃止になります。平成十七年度より配偶者の所得金額三十八万円以下の場合、配偶者控除のみとなります。所得金額が、三十八万円を超え七十六万円未満の場合は、従来どおりの配偶者特別控除となります。

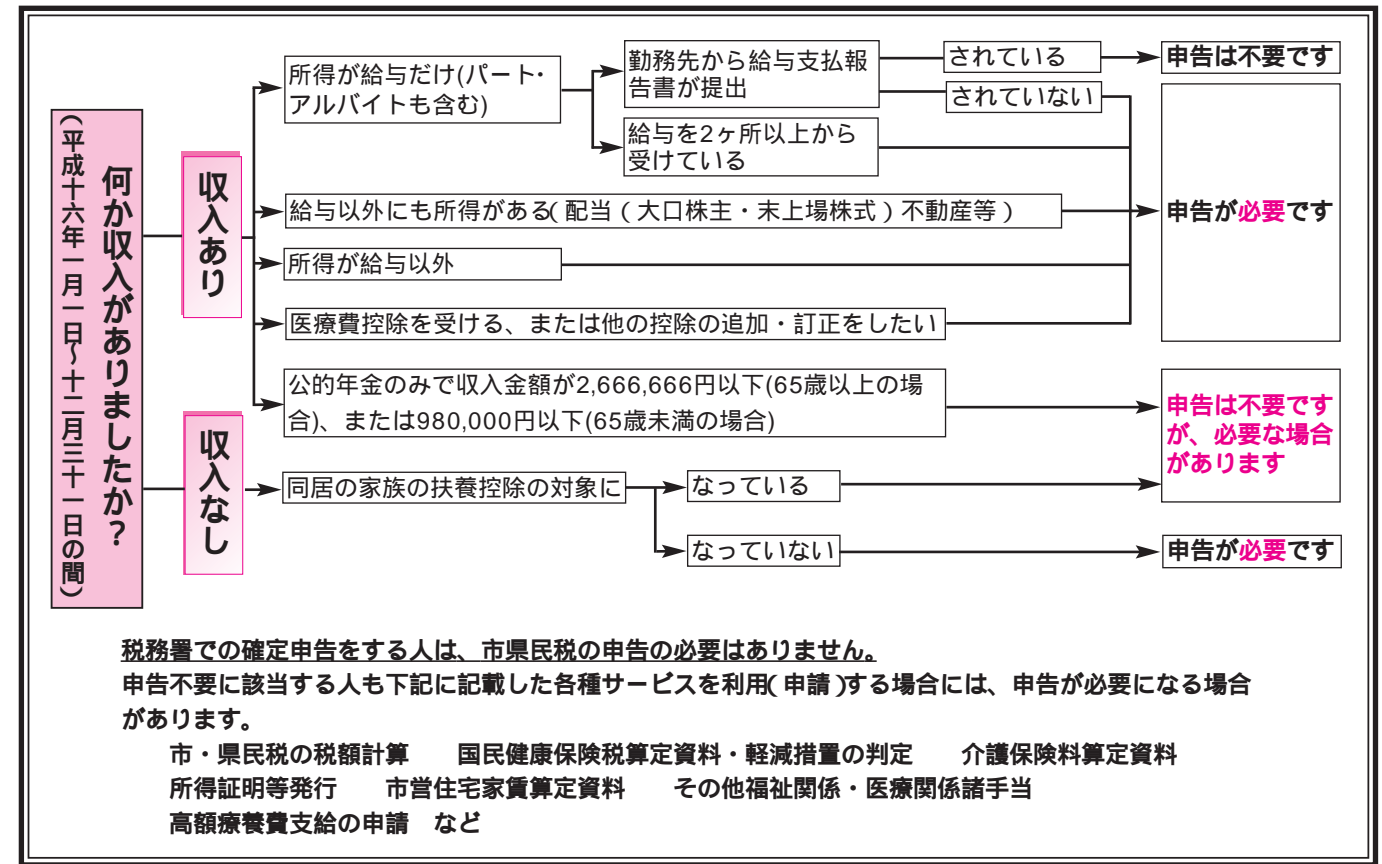
平成17年度市県民税申告相談受付日程・会場

申告相談は平成17年2月16日(水)～3月15日(火)までで相談受付時間は、**午前9時から午後3時まで**です。なお、土曜・日曜日には行っていませんので、ご了承ください。

また、昨年まで税務署3階で行っていた所得税・贈与税・個人事業者の消費税の確定申告会場が、今年から「やつしろハーモニーホール」で行われます。駐車場の混雑が予想されますので、できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

指定校区	会場	指定日	備考
二見	二見公民館	2/16(水)	二見洲口町・二見本町
		2/17(木)	二見赤松町・二見下大野町・二見野田崎町
日奈久	南部市民センター	2/18(金)	新開・大坪・新田・山下・竹之内・塩北町
		2/21(月)	塩南・浜・東・中・上西・中西・下西・馬越・栄・平成町
龍峯	龍峯農業研修所	2/22(火)	全町内
東町	宮地東集会所	2/23(水)	
代陽・八代	やつしろハーモニーホール	2/24(木)・25(金)	全町内
太田郷		2/28(月)	東片・上片・中片・西片・長田・福正・福正元・十条・萩原萩原1・萩原2・清水・毘舎丸・横手本・大手町1・大手町2
		3/1(火)	井上・竹原・島田・日置・上日置・新・緑・若草花園・旭中央・黄金・弥生・錦・夕葉・末広
		3/2(水)・3(木)	全町内
3/4(金)・7(月)			
3/8(火)・9(水)			
3/10(木)・11(金)			
全校区		3/14(月)・15(火)	全校区

チェックしてみよう！あなたは市・県民税の申告が必要？



《税務署からのお知らせ》

個人事業者の皆さんへ…消費税の届出書の提出はお済みですか？
個人事業者で、平成十五年分の所得税の確定申告などにおいて、消費税の課税売上高が一千万円を超えた人は、平成十七年は消費税の課税事業者となります。

新たに課税事業者になる人は、「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署に提出する必要があります。

また、平成十七年分が新たに課税事業者となる人で、簡易課税制度の適用を受けようとする人(平成十五年分の消費税の課税売上高が五千万円以下の人に限られます。)は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を平成十七年十二月三十一日までに納税地の所轄税務署に提出する必要があります。

なお、簡易課税制度の適用を受けた人は、事業を廃止した場合を除き、二年以上継続した後でなければ、この適用をやめることはできません。

平成十七年分が課税事業者になる人で、簡易課税制度を適用しない人および簡易課税制度を適用できない人(平成十五年分の消費税の課税売上高が五千万円を超える人)については、課税仕入れなどの事実を記載した帳簿および請求書など、両方の保存が必要となりますのでご注意ください。

税務相談室八代分室 35 1 1 7 1
八代税務署 32 3 1 4 1

《申告Q&A》

Q 去年申告相談に来た時、混んで何時間も待たされた…
A 校区指定日の割り振りや場内整理などで出来る限り調整はしていますが、大変ご迷惑をおかけしております。

Q 各校区指定日の初日、時間帯がいつも午前中が大変混雑します。時間に融通の利く人は、午後においていただいたほうが、待ち時間が少ないと思います。ご協力をお願いします。

Q 申告案内のハガキが送ってこなかったのですが、申告しなくていいのでしょうか？
A いいえ。申告案内のハガキは前年、住民税申告をした人に送付していません。ハガキが来なかったから申告しないというのではありません。申告の必要があるかどうか不明な人は、遠慮なく問い合わせいただき、「すっかりして申告していなかった」というようなことがないよう、ご注意ください。

Q 税務署で確定申告の相談をし、「所得税がかからないから確定申告はしなくていいですよ」と言われた人も、住民税の申告は必要になりますので必ずご確認ください。

申告書は申告会場、市役所税務課に用意してあります。また、市ホームページ上からも取り出せます。
url: <http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/Sinseisho/Sinseisho.htm>

申告に必要なものは？

印鑑
《所得(収入)に関するもの》
給与や公的年金のある人…源泉徴収票(年金・給与など)
営業・農業・不動産所得のある人…売上げの領収書・仕切書や帳簿など
収入金額の分かるもの
各種経費の領収書や平成十六年中に購入した減価償却資産の領収書等
経費の分かるもの
一時所得(生命保険の満期一時金など)
配当所得(大口株主へ発行済み株式総数の五パーセント以上を保有する株主)、未上場株式の配当)
公的年金以外の雑所得(個人年金・講師料・謝金など各種報酬)などのある人…それぞれの源泉徴収票や支払明細など

《控除に関するもの》
社会保険料・生命保険料・損害保険料等支払証明、医療費領収書など
所得金額によっては、必要な場合もあります。

問合せ…税務課市民税係

33 4 1 0 7 (直通)
33 4 1 1 1
33 4 1 1 1
メールアドレス
zeirnu@city.yatsushiro.kumamoto.jp
(内線266222666)